

○議長 横尾 武志君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。7番、公明党の松岡です。本日は1件質問をさせていただきます。

件名、スクールソーシャルワーカーの活用についてでございます。

学校では、いじめや不登校など多様な課題を抱えております。その子供の問題行動等の状況や背景には、児童・生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童・生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているところにあります。これらの問題解決には、児童や生徒の環境に働きかけることで本人の負担軽減を試みたり、周囲からの本人への一層の支援が行われることが有効な対策となります。その意味で、専門職であるスクールソーシャルワーカーを活用したチーム学校体制の構築は、学校の教育環境を整備する上で重要な要素の一つではないかと私は考えます。

私は平成29年第2回定例会で、スクールソーシャルワーカーの配置を要望いたしました。平成31年4月から、町に1名のソーシャルワーカーを配置することができました。現在、このスクールソーシャルワーカーの方は多くの相談に対応されており、活躍されていると伺っております。このような専門職の運用においては、学校はもとより家庭、地域や関係機関の支援なくしては、その能力を発揮することはできません。現在、子供たちを取り巻く環境は、コロナ禍において虐待事案が全国的に増加傾向にあると言われております。油断ができない状況が続いているということでもあります。

本日の朝のニュースでも報道されておりましたけれども、子供たちの心の影響が非常に危ぶまれるということで、不登校の子供たちが多くなっているということで、フリーランスの教室が開かれているような話も聞いております。そのため、学校においてはさらなる必要体制の充実を図っていく必要があると考えます。そこで、チーム学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用状況と今後の運用の在り方について、お伺いいたします。

要旨第1、スクールソーシャルワーカーの配置の狙いですが、どこにあるのか。そして、この活動の具体的な内容はこういったものなのか、まずお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まずスクールソーシャルワーカーの配置の狙い、目的ですが、学校だけでは対応が困難な事例等に対して関係機関と調整・連携を図りながら、子供を取り巻く環境を改善するためです。スク

令和2年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

ールソーシャルワーカーが有する社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行ったりするためです。

活動の具体的な内容ですが、主な活動内容を7つ申し上げます。

1点目、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけです。2点目、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整です。3点目、学校内におけるチーム体制の構築、支援です。4点目、保護者等に対する支援・相談・情報提供です。5点目、児童・生徒へのカウンセリングです。6点目、その児童・生徒にカウンセリングを実施する前の情報収集・情報交換です。最後7点目ですが、教職員等への研修活動などです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

非常にですね、多くの職務を抱えているというふうに考えられます。なおですね、学校では、チーム学校の中にスクールカウンセラーという専門職がございます。現在聞いてみますと、福岡県のほうから派遣をいただいているということで、常時配置の状況にありませんけれども、このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについて説明を求めます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御説明いたします。

まず、スクールカウンセラーは心理検査や心理療法にて、本人の抱える問題を改善・解決していく心理の専門家です。これに対して、スクールソーシャルワーカーは社会福祉等の専門的な知識・技術を有し、福祉機関等の関係機関と調整・連携しながら児童・生徒や保護者をサポートする社会福祉の専門家でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

名前が非常に似通っておりますけれども、基本的にカウンセラーのほうは児童・生徒本人の心理的な面をサポートすると。スクールソーシャルワーカーとしましては、社会福祉としての多岐にわたる職務になっているのかなと思います。

令和2年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

今、具体的な活動内容にありましたように、2点目にありましたようにスクールソーシャルワーカーは関係機関との連携が非常に重要になりますけれども、こういった関係機関との連携を図っておられるのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

スクールソーシャルワーカーが連携・調整を図る主な関係機関としましては、児童相談所、福祉事務所、保健・医療機関、警察、家庭裁判所、保護観察所などがございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

伺いますと、非常に多くの機関との連携・調整が必要だなという感があります。ここではですね、スクールソーシャルワーカーが社会全体、地域、学校を含んだ児童・生徒を取り巻く環境についての改善を図るため、関係機関との連携が不可欠であるという点に注目しておく必要があるのではないかと思います。そういうことで、スクールソーシャルワーカーは問題解決への重要な責務を担っていると言って過言ではないかと思います。

それでは要旨2に移りますけれども、スクールソーシャルワーカーとしての機能が十分に発揮できる校内環境は整備されているかという点を伺ってまいりますけれども、まずですね、活用するに当たっては配置するだけでは意味がありませんので、いかにこのスクールソーシャルワーカーの機能を十分に発揮できるかということが重要になると思います。そういう意味で、環境が整備されているのかどうかについて伺っていききたいと思います。

初めにですね、そういった、平成31年の4月から配置していただきましたけれども、スクールソーシャルワーカーとはどういった方かということが一番初めに確認させていただきましたけれども、そういった職務の方が学校に配置されているということを学校内外等ともにですね、アピールしなければならないと思います。そういう観点から、これの周知徹底はどのように行われたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

議員御指摘のように、平成31年4月からスクールソーシャルワーカーを芦屋町、配置させていただきました。そして、まずスクールソーシャルワーカーを配置したこと、そして、その役割

令和2年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

を理解してもらうことからスタートしました。

昨年4月の配置後すぐに、まず私がスクールソーシャルワーカーを連れて各学校を訪問し、校長以下全教職員に紹介するとともに、配置した目的・役割をしっかりと説明しました。併せて「スクールソーシャルワーカーを有効に活用していただくために」という手引文書を全教職員に配付し、スクールソーシャルワーカーの巡回日や活用方法について周知徹底しました。また、これに準じて保護者の皆様にも御案内差し上げております。そして、これらの取組効果により、十分に周知徹底ができていると捉えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、スクールソーシャルワーカーの周知徹底は内外等ともにしっかりとやっているというような答弁だと思います。

それではですね、効果的に活用するポイントというのがあると思います。チーム学校の中にそういったスクールソーシャルワーカーを配置するという観点から、こういったところに着意しなければならないか、この点についてお伺いいたします。それと、現在のですね、実行状況、そのポイントについての実行状況についての説明を求めます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、ポイントについて御説明させていただきます。

大きなポイントは4点あると考えております。まず1点目は、パイプ役となる担当者、学校という教育相談担当者を校務分掌に位置づけること、明確にしておく必要があります。2点目は、スクールソーシャルワーカー本人を校務分掌に位置づけること。こちらも同様で、明確にしておく必要があります。3点目は、定期的なケース会議を開催すること。定期的な情報交換は欠かせません。そして4点目ですが、何よりもまずは相談しやすい雰囲気づくりです。せっかくスクールソーシャルワーカーを配置しても、活用されなければ意味がありません。

そして、この4つのポイントに対する取組実行状況ですが、まず1点目、パイプ役となる担当者は教頭として、令和元年度、平成31年度、昨年度から校務分掌に位置づけ、明確にしております。2点目、これも昨年度からスクールソーシャルワーカーを校務分掌に位置づけ、明確にしております。そして3点目、定期的なケース会議は、毎月、小・中学校合同生徒指導部会や各学校の生徒指導部会、いじめ対策委員会を開催し、これらに参加することで定期的な情報交換・情報

令和2年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

共有に努めております。4点目、相談しやすい雰囲気づくりについてですが、毎週、月曜日と火曜日は中学校、水曜日は芦屋東小学校、木曜日は芦屋小学校、金曜日は山鹿小学校に勤務するようにして、毎週必ず各学校の先生とコミュニケーションをとるよう心がけております。そして各学校の職員室に机を配置し、特に担任の先生たちとは、ヒアリングを兼ねて様々な情報交換をすることで、良好な人間関係を構築できていると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今お伺いしましたら、スクールソーシャルワーカーについては能力を発揮できる状況に、連携もですね、学校内で取れているというふうなお話だと思います。

それではですね、問題ないように思いますが具体的にですね、ちょっとお伺いしたいと思いますが、先ほど初めに、当初にも申しましたように、結構子供たちは今コロナ禍の中で、不登校の、心を病んでいる子供たちもかなり多くいるといった状況。また児童虐待がですね、非常に頻りに増加している傾向。これについても、私も一般質問させていただいたことがありますけれども、多くなっているということで、やはりそういった施策をですね、しっかり子供たちに対してですね、してあげる。まず支援をする。そういったことが重要かと思うんですが。

実際ですね、不登校の事案、児童虐待の事案、この2件についてですね、じゃあスクールソーシャルワーカーをどのように活用して対応するようにしているのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

では、不登校事案や児童虐待事案の具体的な対応について、御説明させていただきます。その前に、まず実際の活動についても御説明をさせていただきます。

まず実際の活動は、先ほど申し上げましたように曜日ごとに各学校で勤務し、教職員と情報交換、相談を受け、ケース会議に参加することを基本としております。そして、不登校や児童虐待などの事案発生時には家庭訪問など、迅速で適切な行動を最優先することとしております。

このスクールソーシャルワーカーの配置目的・役割・活用方法を学校側が十分理解しておりますので、部署間の連携はうまくいっているものと認識しております。また、運用のための環境も整っていると認識しております。その運用課題の抽出につきましては、配置後2か月ほどの間で課題抽出し、その都度速やかに解決してまいりましたので、現在、運用課題はないものと認識しております。

また、各学校の教育相談体制とスクールソーシャルワーカーの連携の状況についてですが、今までも申しあげました各学校の生徒指導部会、いじめ対策委員会等に参加することで、担当の教職員、また校長先生や教頭先生たちとも情報を共有しながら、個々の児童・生徒に面談、行動観察、家庭訪問といった方法を取りながらアプローチできております。もちろんパイプ役の教員、関係する教職員、スクールカウンセラーとも十分な連携ができているからこそ、このような成果が出ていると思います。

そして、引き続き不登校事案や児童虐待の具体例について御説明させていただきます。

まず不登校事案では、スクールソーシャルワーカーは担任とは違う立ち位置から、児童・生徒や保護者へアプローチしてまいります。まず、児童・生徒や保護者の話を傾聴するなどコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築くことから始め、それぞれのケースにおける最適と思われる解決策を提案し、できることから少しずつ実行してまいります。

児童虐待事案も同様です。ただ、児童虐待事案の場合は、昼夜を問わず休日でも緊急対応が必要となることがございます。このため、教育委員会からの急な呼び出しにも可能な範囲で応じてもらい、学校や教育委員会と共に緊急事案に対応しております。また、このようなケースでは役場内、特に健康・こども課や福祉課とも関連がある場合が多いため、情報共有するなど十分な連携が取れているものと認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

不登校事案、それから児童虐待事案に対しての対応ということであります。

実はですね、健康・こども課になると思うんですけど、今回、社会福祉士、健康・こども課の中にもですね、置いていただきたいという御要望を上げてまして、実際、今回公募していただいている。前回公募したんですけど、おられないということで。誰もちょっと手を挙げる方がおられなくて雇用できなかったということがありますが、今回またやっていただいている状況で、早くですね、健康・こども課にもそういった社会福祉士の方がおられたらいいのになと思います。

就学前の児童虐待に関しては、やっぱりそういった社会福祉士の専門的な知識が必要でしょうし、学校教育課で抱えているスクールソーシャルワーカーとの連携の中で、そういった就学前の子供たち、また福祉関係の高齢者の方のそういった福祉的なものを含んでですね、相互に連携しあいながら、やはりこういった手当てをやっていく必要があるのではないかなと考えます。

それでですね、先ほどからずっとお伺いしてますけど、やっぱりスクールソーシャルワーカーが孤立した状況が一番まずいんじゃないかなと私は思います。今お伺いしたところ、ケース会議、

令和2年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

こういった中でスクールソーシャルワーカーに参加していただいていますね、学校の先生方の悩み、それから保護者の方からの相談事項、チーム学校としての問題点、それから関係機関との連携、こういったところも含めてですね、ケース会議の中でしっかりと、みんなでどのようにやっていくかという会議の中で情報の共有化が図れば一番いいかなと思います。

そういったことで、実際ですね、ケース会議の参加状況、それから職員研修会がございますけど、こういった場でもですね、活用が必要じゃないかと思うんですけど、実際これについての状況はどうなのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ケース会議や職員研修でのスクールソーシャルワーカーの活用ですが、まず、虐待、非行、長引く不登校などの事案に関しては、事案に応じて拡大ケース会議、校内ケース会議を適宜開催し、関係者や関係機関と情報共有するとともに支援体制を整えております。昨年度は6名の児童・生徒に対して8回のケース会議に参加しております。ケース会議を開催する事案のほとんどにおいて、もうスクールソーシャルワーカーは既に保護者等と何らかの接触をし、家庭状況を把握しておりますので、適切な対応策の提案をするなど重要な役割を担っております。これ以外にも、先ほど申し上げた各学校の生徒指導部会やいじめ対策委員会、小・中連携生徒指導部会などに毎月参加しております。

そして職員研修での活用についてですが、これらの学校の部会や委員会に参加した際、その都度適切なアドバイスをしております。具体的な例として、生徒指導部会では問題のある児童・生徒に対する接し方などの研修指導をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

お伺いしたところ、連携もしっかりとですね、やっていただいている。そしてスクールソーシャルワーカーの方の活用もですね、そういった会議にも参加して、チーム学校として学校内でそういった問題に関して共有化が図れていると認識をいたします。

それではですね、平成31年の4月から配置していただいている状況にありますけど、今年度の相談件数、スクールソーシャルワーカーに対して、家庭から、または学校内でこういった御相談があったのか、相談件数をお願いいたします。できれば内容、報告できればということでお願いします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず活動実績についてですが、今年度の御報告をいたします。今年度は4月から11月末までの件数ですが、電話相談を含め保護者から174件、教職員から212件あったと報告を受けております。その内容は、いじめ、不登校等というふうに伺っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、かなりの相談件数が上がっておりますが、実際ですね、そういった問題に関して、先ほどから関係機関との連携が重要な形になりますけれども、こういった今回の、今年度の相談内容からして、関係機関との連携はどのようにちょっと図られたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁と少し重複いたしますが、昨年度から教育、医療、福祉、警察、行政など多岐にわたる22の関係機関と連携を取っております。具体的には、宗像児童相談所、北九州子ども総合センター、放課後等デイサービス事業所、産業医科大学、折尾警察署少年サポートセンター、保護司会、民生児童委員などでございます。

そして、この昨年度から構築したネットワークや支援体制は、今年度以降も継続してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

るお伺いしましたけれども、活用状況等も含めてですね、良好な状況にあると思います。実際、私もスクールソーシャルワーカーの方と懇談させていただいて、現在の状況についてもお話をお伺いしました。しっかり取り組んでおられるということで、本当に敬意を表したいと思います。

それでは、時間も迫ってまいりましたので要旨3に移ります。

今後を見据えたスクールソーシャルワーカーの増員や後継者育成について、どう考えているかという点であります。先ほどお伺いしましたように、中学校に2日間、各小学校に1日ずつ出向

令和2年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

いていただいて、いろいろな先生方と相談もしながらということで、かなりの多くの対応をされているわけですが、先般東小学校に伺ったんですけれど、職員室にですね、机が中に配置されていました。ああいう中で情報をしっかりとキャッチされているなど思うんですけれど。

相談件数からしたら1名で、その周りがどうかと。経費もかさむことですので雇用をどんどんというわけにはいかないんですが、重要な子供たちの学校教育、また専念できるようにですね、子供たちがすくすく育つという観点からすれば相談件数が非常に多いなど思っており、適切な対応にも御苦労されてるかなと思ったんですけれど、本人は「大したことはない。」と言われますけれど。

これについては、増員についての考えがあるのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まだ令和元年度に1名配置したばかりです。令和元年度実績を検証した結果として、現段階ではスクールソーシャルワーカー1名が適正人数であると認識しております。先ほど相談件数を御報告したとおり、少なくはありませんが、本人のヒアリングの結果としても業務過多になるほどではないと捉えております。そして今後、令和3年度以降に前年度の検証をして、業務過多のため増員が必要と判断すれば、まず教育委員会内において協議・検討すべきと考えます。また、予算を要することですので、町長部局との協議・調整も必要となりますので、事務手順に沿って検討してまいります。

なお、国は2019年度までに全中学校区に1名配置を目標として掲げておりましたので、芦屋町は国の目標を達成しておりますことを申し添えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後の状況を見てということで、緒に就いたところでもありますので。とは思いますが、相談件数を見るとですね、やはりいろんな対応、それから多くの機関とのコーディネートをやりの職務でありますので、本人にお伺いしますと「そんなに負担ではありません。」というお話でしたけれど、私はやはり増員のほうがいいんじゃないかなと思うわけですね。できましたらですね、検討していただきまして、こういった雇用については経費もかかりますし、大変なところはあるんですが、そう言いながらもやはり必要なものについてはですね、しっかりと増員等考えていただければと思います。今後、今の活用状況を見ながら、また問題の発生状況を見ながらその辺りを検討していただいて、増員を求めたいというふうに思います。

令和2年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

増員については今後の状況になるわけですが、私はですね、このスクールソーシャルワーカーというのは非常にですね、専門性の高い方だなと、面談をしてもそういうふうに思いました。経験の状況、それから特にですね、今雇用されている先生は芦屋のことをよく熟知されておられる先生です。誰でもいいわけじゃなくて、そういった経験が大きく関わる事項でありますので、そういった専門の先生はどのような方を選定するべきかと。人材育成、それから確保しなければならぬと思うんですよ。この点についての見解を求めます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御指摘のように、スクールソーシャルワーカーは配置さえすればよいというものではないと認識しております。芦屋町の内情を知らなくては十分な成果を上げられませんし、教職員や保護者の信頼も得られません。特に現在のスクールソーシャルワーカーは、よく芦屋のことを知っております。大ベテランです。そして、将来新たなスクールソーシャルワーカーを雇用する必要が生じる場合には、町内を熟知した人材を雇用するなど、芦屋町の生徒指導が後退しないような手法をしっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁ありがとうございました。

しっかりとですね、このスクールソーシャルワーカーは継続的な運営を行っていただきたいと思います。状況によるかと思いますが、今後ともですね、みんなで支援をしていきたいと思っています。そういうことで、今後とも十分な配慮をいただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。